

令和2年度 第11回

## 江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和2年度第11回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和3年2月25日(木) 14:00~15:00	場 所	わくわくセンター
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 3 山田 隆見 4 下河内 昭博 5 川尻 一行 6 田中 正彦 7 中福 留美 8 久保田 守 9 小原 正清		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 9名 欠席委員 0名		
その他 出席者	書 記 寺西 修 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕 農林水産課 久保 俊輔		
傍 聴 者	向井 農地利用最適化推進委員		
議 事 録 署名委員	1 番 村上 委員 2 番 清水 委員		
提出議題	議事  議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第56号 農用地利用集積計画の決定について 議案第57号 農業振興地域整備計画の変更について  協議事項		

## 1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、只今から令和2年度第11回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は9名中、欠席者数0名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますこととお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 どうも皆様お疲れ様でございます。本日も会議進行に御協力をお願いします。

## 2 議事録署名者の指名について

議 長 それでは、日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては1番の村上委員と2番の清水委員の両名を指名させていただきます。なお、書記に寺西、佐山、久保、3名の書記を指名いたします。

## 3 諸 報 告

議 長 それでは、日程第3の諸報告です。事務局の方から何かありますか。

寺西書記 前回の総会の際に農地法第5条の転用申請がありました。〇〇の□□ショップの案件です。事務局から皆様に通知させていただいたように、説明に誤りがありました。大変申し訳ありませんでした。

次に、本日の議案説明の前に農地集積について、農林水産課の方から現状の報告をさせていただきます。

農林水産課 久保 農林水産課、農業委員会は広島県と協力しながら農地の集積の取組を進めております。今日、初めて聞かれる方もおられると思いますが、沖美町の〇〇地区では株式会社Aという、■■の系列会社が5ヘクタール以上の面積で、レモン栽培を行いたいということで、お話しをさせていただいており、現在、農地の集積を進めております。次に、地図の青色の箇所ですが、こちらは有限会社Bとあって、市内でトマトを生産している会社です。大柿町〇〇字●●地区、具体的な場所は特別養護老人ホーム江能の横の広い農地で、合計面積は2ヘクタール程度あります。そこでトマトを新たに生産したいということで、お話しを進めております。両案件の予定場所は集積計画図のとおりですが、事業の流れについて説明させてもらいますと、おおまかな説明にはなりますが、地権者へ県、農林水産課、農業委員会の3者で説明をさせてもらって、貸してもいいという地権者に農地中間管理機構という公的な機関を経由しての土地の貸し借りとなる方針でございます。現時点での流れは、貸付希望申込書を提出して貰っているところです。現時点での貸付申込書の提出状況ですが、Aについては

7ヘクタール程度の農地が集積できると想定しています。地権者は43名で、多少の増減はあるかもしれませんが、現時点で14名の貸付希望申込書が提出されていて、今後は残り29名の地権者と引き続き交渉を進めていきたいと思えます。Bは、2ヘクタール程度の農地が集積できると想定していますが、こちらは比較的、地権者が少なく9名の地権者の内、現時点で6名の提出があり、残り3名の地権者と交渉を進めていきたいと考えております。以上、簡単ではありますが、現時点までの動きを農業委員の皆様にご説明させていただきました。今後も農地の集積を進めていきたいと考えておりますので、皆様方につきましては、ここの農地が遊んでいるよとか、農業を辞めるとかという農地の情報がありましたら、地権者に話しをして農地の貸し借りをスムーズに行えたら良いと考えておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

寺西書記 続きますして本日、審議する事案について説明します。農地法第3条及び農地法第5条の許可申請があります。次に、農用地利用集積計画、農業振興地域整備計画の変更についてです。

議 長 先程のAさんとBさんについて、皆様から、何か意見はありますか。無いようでしたら、私の方から質問があります。この貸付計画は何年の予定でしょうか。

農林水産課 久保 Aさんについては、〇〇地区は〇、〇〇、〇〇の地区があり、その中で5,000㎡を集積できる場所を重点地区と指定しまして、現在7地区で進めています。予定では3工区に分けて工事を始め、工事が終了した工区から定植、営農開始となります。3工区に分類させてもらっていますが、早くて第1工区の工事を開始するのが令和5年度となり、そこから1年ずつずれて、第3工区の工事終了が令和7年度となり、令和8年度には全工区で営農開始となるスケジュールです。

続きますして、Bですが、今年度中には農地中間管理機構への貸し借りを終わらせて、国への採択申請が進めば令和4年度からの工事開始というスケジュールです。いずれの案件についても申請が遅ければ、1年ずつ、ずれていくと思われまます。以上です。

議 長 私が聞いたのは、契約期間ですよ。

農林水産課 久保 すいません。Aさんについては16年です。Bさんは15年に設定したと思えます。まだ契約には至っておらず、現段階では貸付希望申込書を提出してもらっているところですよ。

議 長 Bさんはトマト栽培だからビニールハウスですよ。ハウスで15年ですか。

農林水産課 久保 そうですよ。まあ、実質的には半永久期間になると思えます。

議 長	皆様方、他に意見は有りますか。
委 員	無しの声有り。
議 長	日程第4の議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
寺西書記	<p>議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和3年2月25日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>番号1、譲渡人、C、住所、大柿町〇〇___番地_、職業、塗装業。  譲受人、D、住所、大柿町〇〇___番地_、職業、農業・造園業。  所在地は大柿町〇〇字●●、2筆、合計面積は3,551㎡です。</p> <p>申請理由は譲渡で、譲渡人は「耕作困難なため譲受人の希望により譲渡する。」  譲受人は「規模拡大のため譲受する。」備考欄を御覧ください。Dさん、所有する農地の面積が0㎡となっていますが、Dさんは農用地利用集積計画の方で借りられていますので、今回の譲渡で初めて自分の農地を所有することになります。申請理由で所有面積が0㎡なのに規模拡大というのは、今の理由からとなりますので御了承ください。今回、農地の所有権移転に当たり問題となる事案は見受けられません。以上のことから、今回の申請は適正であると思われま  す。御審議をお願いします。</p>
議 長	本案件について、関係農業委員である中福委員の意見を伺いたいと思います。
中福委員	この案件は農地が2筆ありまして、両方ともに耕作放棄地でありました。1筆目は現地確認写真の2番のように、田んぼのような農地で既に、雑草を刈って耕作準備されています。もう1筆は現況、山林ですが譲受人は耕作されるということなので、本来、耕作放棄地であった農地が適正管理されれば、ありがたいと思いますので皆様、御賛同をお願いします。
議 長	皆様方から意見は有りませんか。
委 員	無しの声有り。
議 長	無いようですので、採決に移りたいと思います。本案件について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長 寺西書記	<p>全会一致でございますので許可とします。事務局は次をお願いします。</p> <p>番号2、譲渡人、E、住所、廿日市市〇〇_丁目_番_号、職業、無職。  譲受人、F、住所、沖美町〇〇__番地_、職業、会社員。</p>

所在地、沖美町〇〇字●●に3筆で633㎡、沖美町〇〇字●●に3筆で588㎡、合計面積は6筆で1,221㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「市外在住で耕作困難と譲受人の希望により譲渡する。」

譲受人は「農業に興味があり、譲渡人の希望により譲受する。」

譲受人のFさんの所有農機具の方が少ないですが、F建設の□□なので、F建設に道具は揃っているということで、問題ありません。本案件の申請は適正であると思われます。御審議をお願いします。

議長 本案件の関係農業委員である、川尻委員どうですか。

川尻委員 別に問題無いと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 皆様方から御意見、御質問等ありますか。

委員 無しの声有り。

議長 無いようでございますので、採決の方に移りたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致でございますので、本案件は許可とさせていただきます。以上で農地法第3条の審議を終わります。議案第55号の農地法第5条の許可申請について、事務局からの報告をお願いします。

寺西書記 議案第55号農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和3年2月25日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、江田島市長 明岳 周作、住所、大柿町大原505番地、職業、自治体。

譲受人、G株式会社 代表取締役 H、住所、福山市〇〇丁目\_番\_号、職業、水産加工業。

所在地、江田島町〇〇丁目\_\_\_\_-、面積は1筆で1,164㎡。

申請理由は譲渡で譲渡人は「市有地財産の売却に当たり、当該地が農地であることが判明したため、始末書を添えて申請する。」

譲受人は「水産加工施設として旧〇〇学校用地を購入するに当たり、工場周辺に緑地の確保をするため、当該地も併せて購入する。」以上です。御審議をお願いします。

議長 本案件につきましては、私が現地確認を行いましたので、私の方から御説明いたします。また、始末書という言葉が書いてありますが、既に当該地は、上

方にある堰堤の土砂置場として活用されています。案件自体はよろしいのですが、譲渡の土地が市の土地であるとのことですから、市の職員は事前に知っていたということです。それを知らないから、始末書という形になっている訳です。市側のミスがあったのではないかと、私の方からも言うておきます。今後、できるだけこのようなことが無いよう、市役所内の横の関係をきちんとしながら、アンテナ張ってやっていくということを申し添えておきます。以上ですが、皆様の方から、何か御意見等ありますか。

久保田委員 本来は、学校の跡地を売るのですよね。新聞を見て初めて土地の売買があったのを知ったのですが、入札は行われたのですよね。物を売るのに随契はあり得ないのですよね。本体の契約が決まって、後に付随する農地を随意契約で売るというのは、よくある手法だと思います。不思議でならないのが、農地であることが後から判明したというのは、どういうことか。他人事みたいに聞こえるし、別に市が農地で所有してもいいと思いますが、ずっと、ほったらかしだったのですか。

寺西書記 今回、G株式会社に渡す土地ですが、元々は他人の畑でした。平成30年の豪雨災害の時に、堰堤からの土砂崩れにより農地が使えなくなり、土砂崩れ復旧工事用の土砂置場として市に寄附されました。そのときの市の担当職員が、農地転用を見落とししていたということです。だから、元から旧〇〇学校の土地ではなく、学校があった頃は他人の農地であったということです。

議長 皆様方、他に御意見等ありますか。

委員 無しの声有り。

議長 無いようでございますので、採決に移りたいと思います。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致ということで許可とします。事務局は次、お願いします。

寺西書記 番号2、譲渡人、I、住所、江田島町〇〇\_丁目\_番\_号、職業、無職。  
譲受人、J株式会社 代表取締役社長 K、住所、呉市〇〇\_番\_号、職業、製造業。

所在地、江田島町〇〇\_丁目、合計面積は2筆で1,687㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢で耕作困難なため、譲渡する。」

譲受人は「近隣にある工場の従業員駐車場及び、工場へ入場する転回場として使用するため譲受する。計画では従業員駐車場10台分、残りは大型車両の転回場として使用すると伺っております。」以上です。御審議をお願いします。

議 長	山田委員、お願いします。
山田委員	今、説明のあった農地ですが、〇〇の□□棧橋近くの農地です。そこを利用してJが譲り受けるということです。今、事務局の説明のあったとおりです。よろしくお願いします。
議 長	皆様方から御意見、御質問等ございますか。
委 員	無しの声有り。
議 長	無いようでありますので、採決に入りたいと思います。許可することについて、賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致ということで、許可とします。事務局は次、お願いします。
寺西書記	番号3、貸人、L、住所、大柿町〇〇__番地、職業、無職。 借人、M、住所、大柿町〇〇__番地、職業、会社員。 所在地、能美町〇〇字●●、2筆で合計面積は467㎡。 申請理由は使用貸借で、貸人は「借人の希望により貸し付ける。」 借り人は「当該地周辺で共同住宅の需要があると聞き、アパート建設を行うため借り受ける。」木造2階建て、延べ床面積、344.13㎡、6戸分のアパート建設予定です。以上、御審議をお願いします。
議 長	久保田委員、お願いします。
久保田委員	現地確認は問題無いのですが、申請書面を見ての質問があります。Lさんは親子ですよね。使用貸借となっていますが、本人同士の勝手と言われれば、それまでなのですが、非常に疑問を感じるのは、当該地が農地から宅地になると固定資産税が結構上がりますよね。無償で貸して固定資産税が上がり、それを母親が負担する。子供は賃貸アパートで儲けるのに。不思議なのが、賃料を取っておれば、税金対策にもなると思うのですが。農業委員会の立場からすれば余計なことかもしれませんが、そういった税金対策の指導や助言等があっても、よろしいのではないのでしょうか。今年は固定資産税の評価替えですから、当該地でざっくりと計算しても、税金が10万円は上がると思います。月に1万円の負担になるのであれば、賃料を取った方が良いと思います。余計な詮索になるかもしれませんが、本案件の許可に対しては、直接関係のあることでは無いのですが。以上です。
議 長	その他、御意見有りませんか。



委員	無しの声有り。
議長	無いようでしたら、採決に移りたいと思います。本案件について、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致でございますので許可ということにさせていただきます。以上で農地法第5条の許可申請を終わります。議案第56号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。
寺西書記	<p>議案第56号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和3年2月25日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>新規の案件です。所在地、沖美町〇〇字●____-、地目、田、面積、1,294㎡、設定する者、N、住所、沖美町〇〇__番地、種類、所有権、設定を受ける者、O、住所、沖美町〇〇__番地、利用権、使用貸借、種類、野菜、始期、公告日の翌日、終期、令和13年12月31日。以上です。</p>
議長	皆様方の中からの御意見ございますか。
委員	無しの声有り。
議長	無いようですので、採決に移りたいと思います。本計画について賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致でございますので、本計画については決定とさせていただきます。以上で農用地利用集積計画の決定を終わります。続きまして、議案第57号農業地域整備計画の変更について、事務局から説明をお願いします。
寺西書記	<p>議案第57号農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、江田島市長から農業振興地域整備計画の変更について諮問があったので、農業委員会の意見を求める。令和3年2月25日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。</p> <p>場所につきましては、江田島町〇〇_丁目____番地_の一部、現況地目は畑、面積、490㎡。実際には家を建てたいという申し出、相談がございました。農用地区域からの除外については、住宅を建築するために除外するものとなっています。当該農地については、本人が他に住宅を建てる土地を探せず、周辺の農用地区域へ土地や水の流出は無く、土地改良工事完了年度の翌年度から8年</p>

を経過している。農振法第13条の2項の要件を全て満たすため、農用地区域からの除外が問題無いという諮問を受けております。以上です。

議長 質問、意見等ございますか。

委員 無しの声有り。

議長 無いようでしたら、採決に移ります。本計画の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致でございます。整備計画の変更について諮問どおりとさせていただきます。以上で農業振興地域整備計画の変更について、終わります。続きまして日程第5の協議事項について、事務局から何かありますか。

寺西書記 1番目の協議事項としまして、令和3年度農業委員会総会の日程についてです。この案は今日、決定ということではなく、あくまでも案ですので農協の理事会や他団体の会議の日程が重なって、出席できないということがあれば、申し出てください。よければ3月の総会で決定とさせていただきます。

久保田委員 農協の理事会は1か月前に日程が決まるのですよ。だから、この日程を農協に提出して調整させればよいのではないのでしょうか。

寺西書記 承知しました。2番目としましては、先月の総会で意見が出ました、空き家付き農地についてです。対象農地が空き家の土地と筆界を接してなければならぬかということです。現在、江田島市農業委員会の要綱では下限面積に満たない農地は、空き家と筆界を接する農地でないと対象にならないとあります。対象農地と空き家の間に道路や里道があれば、空き家付き農地として認定できません。しかし、先月の総会で意見がありましたように、緩和する方がよいのではとか、色々な意見があります。これに対しては、叩き台を作成していこうと思いますので、しばらくお待ちください。

3番目としましては、農地利用最適化推進委員の農業委員会総会出席についてです。本日も向井推進委員が傍聴されていますが、江田島市農業委員会の委員会規則と農業委員会等に関する法律では、推進委員は自分の関係する事案については、意見を述べることができるとあります。それ以外の案件についても、質問ができるためには、どのような規則をつくればよいのかとか、原則どおり、自分の関係する事案しか意見が述べられないとか、色々と考え方もありますので今回は、このような要望がありましたという報告とさせていただきます。改正するかどうかは、叩き台を作成しますので御承知ください。

4番目としましては、農業委員会活動記録セットについてです。今回、配布させていただきました2021年版ですが、配布時期が遅れましたので、3月から

の活動記録を書いていただければと思います。自分の畑に行く前に農地パトロールをしたとか、農地についての相談を受けたとか、農地に関する活動を書いていただきたいと思います。これが皆さんにお支払いしています報酬の財源の一部として充当させていますので、どんな些細なことでも結構ですので書いていただければと思います。以上が連絡事項となりますので、よろしく願います。

議長 長 この活動記録簿ですが、年度か暦年なのかをいつも迷うのですが、どちらですかね。委員報酬は会計年度ですよ。

寺西書記 暦年です。3月には、集計して県の方に報告しますので暦年でお願いします。

議長 長 暦年ですね。他に皆様方から先程の4点の連絡事項の説明に対して質問、意見等ございませんか。

久保田委員 空き家付き農地に関することですが、里道を挟んでもよいのではと言ったのは、こういうことを作った趣旨を大事にしなければいけません。下限面積を設けることで市外から入ってくるのが難しくなる。過疎化が進んでいる訳ですから、市外からの人を迎え入れ易くしないといけない。これは農業委員になる前から考えていたことで、昔の大きな家には大抵、家の前に畑があり、自分の家で食べる分を耕作していた。だから、宅地と隣接を限定するのか、それとも、江田島市に住んでいただければ、島に居住して農業をしていただくという趣旨を大事にしたい。宅地と他の場所に農地があってもよいとするのか、よく考えていただきたいです。

次に3番目のことですが、最適化推進委員が傍聴したいというのは分かるのですが、傍聴したのは先月が初めてですか。以前にも傍聴はありましたか。そのことが原因なのです。情報公開が悪いとは言いませんが、何も協議すること無く勝手に傍聴を認めている。前回もおられるので、びっくりしましたよ。農業委員会総会では一部、個人名が出ますよね。土地の売買等を知られたくない人もいます。以前、私が土地の売買に関係したときも他人から言われたことがあります。権利の売買というのは本来、司法書士がするものです。実印を押して印鑑証明。農業委員がこんなことをやる資格や権限も無いのです。このようなことが農業委員の会長や委員が代わったことで、グラグラするようではおかしいですよ。話しを元に戻すと、総会で最適化推進委員が発言するというのは、発言権が必要になります。農地利用最適化推進委員という制度ができたのは、4年前でしょう。国や県からの流れとういのあることで、市の判断で勝手に変えてはいけないと思います。私も総会で知り得た情報は他言しないようにしたいと思います。だから、勝手に傍聴を認めるのではなく、協議をしなければいけないと思います。

議長 長 少しよろしいですか。このような会議の中で知り得た情報については、我々には守秘義務があるというのが大前提です。それは農業委員だけではなく、推

進委員もしかりです。今、久保田委員が言いましたのとは少し違うのですが、農業委員と推進委員との役割の違いは、決定権だけなのです。採決のときの決定権だけが農業委員にあり、あとは農業委員も推進委員も基本的にフラットなのです。私の考え方ですが、推進委員が意見を発言するのは、広く意見を求めるという観点からはよいのでないでしょうか。ただ、その意見を基に判断するのは農業委員です。だから、四角四面なやり方は必要ないと思います。あくまでも、私の個人的な考えですが。

久保田委員 会長が言われていることは、よく分かります。先程、発言権のことを話しましたが、何もかも秘密でやれとは言いません。実際に総会議事録はオープンで、情報がある程度知り得ることができる訳でしょう。推進委員と農業委員は連携してやらなければならないと思いますが、傍聴している推進委員が発言して採用され、どのような影響や効果が与えられるかを考えないといけないと思います。ですから、市が単独でやるのではなく、推進委員の制度を採用した経緯を勉強するべきだと思います。

議長 いずれにせよ、事務局の方でガイドライン的な叩き台を考えてくると思いますので、そのときに議論をしましょう。

寺西書記 承知しました。

山田委員 先程、久保田委員が言われておりました、空き家付き農地の件ですが、どこまでを認めるかを示してもらいたい。同じ農地でも間に道路がある場合、対象農地が空き家から離れている場合、空き家付き農地として認める、認めないかを示してもらわないと、我々も相談や話ができませぬので、よろしく願います。

議長 先程も申しましたとおり、ガイドライン的なものを作成することで、よろしいでしょうか。

寺西書記 承知しました。

議長 他に御意見、無いでしょうか。無ければこの件を終わりにして、事務局は次をお願いします。

寺西書記 江田島市第2期人口ビジョン・総合戦略を市の方が計画しております。ホームページを御覧できない方もおられると思いますし、このメディアに接することが無い方もおられると思いますので、印刷して配布させていただきました。これについてですが、募集は2月10日から3月3日までとなっております、皆さんにお配りするのが遅くなってしまいました、一応、意見の締切りは3月3日となっております。市が考えております重点取組項目が挙がっており、新規漁業就業者研修制度等、色々あります。他の重点取組項目についても御

意見をいただきたいと思いますが、皆さんに直接関係してくるのが、新規就農者研修制度の活用、農地活用希望者のマッチング、「プロジェクト2 しごとで稼ぐ。」から果樹の産地形成と維持存続が農林水産業に関係しております。こちらの閲覧書類は、企画振興課、市役所本庁1階ロビーとか、各市民センターに置いてありますので、機会がありましたら各重点取組項目を抜粋してもらい、パブリックコメントを出していただければと思います。以上です。

議長 若干、私の方から補足させていただきます。総合戦略の意見を求められた会議が11月にありました。先程の農業関係の重点取組事項について、精査されていなかったのを、企画振興課には農林水産課と話を詰めるので、それを踏まえてやってくれと私から申し入れました。しかし、それができていない段階でパブコメとして挙がっていました。昨日も打合せがありましたが、まだまだ反映されていない状況ですので、修正はできると汲んでおります。もう1点は、2月10日に公表されているのですが、委員の私にも話は無く公表されました。それは、今度の席で意見を言っていかなければと思います。その会議での座長は県立大学の先生ですが、ワークショップをやる場合には委員の方は出て、積極的にワークショップを前に進めてくれとお願いされておられました。そのワークショップもいつどこで開催されたのかも分からない状況で進められておりました。そういう進め方もどうかと思いますし、私的には非常に不本意です。また、きちんと意見を言っていないといけないと思っていますし、パブコメも意見があれば十分、反映できるはずですので、皆様方も意見があれば前向きに出してもらえればと思います。私の方からは以上です。

久保田委員 認識が無く話が進んでいくのは、役所の悪い体質であります。以前の外部各委員の専決処分の件でも会長や農業委員との協議が無く選考されていましたが、会長や皆さんの思いがあることですから考慮してもらいたい。先程の話しに挙がりました6次産業化ですが、私が現役の時代に産業振興で11年間やって立ち上げた張本人であります。今、市が随分と遅れてやろうとしています、重点取組事項の6次産業は、もう立ち上がっているのですか。

議長 一部、立ち上がっています。オリーブファクトリーが代表的なものです。

久保田委員 農協も6次産業化には力を入れていると思います。農協も十分、公共性がある機関だと思いますので、農業に密接に関係する機関から、広い視野を持って、それを吸い上げるような体制を構築してください。

寺西書記 その他にも御意見がありましたら連絡をお願いします。次回総会は3月30日の火曜日です。今日の総会に事務局長が議会出席のため欠席しました。議会の日程と総会が重なり、事務局長が不在の会になりましたことを改めてお詫びいたします。大変申し訳ございませんでした。

議長 最後に私の方から皆さんに意見を求めたいと思います。私が3年間やった農

地利用最適化推進委員のときに市の農林関係の予算の説明が一切、無かったです。言葉は悪いですが、我々は行政の下請け的なことをやっているの、行政の流れは知っておくべきだと思います。新年度に入れば農林の予算も決定されると思いますので、4月以降の農業委員と農地利用最適化推進委員の合同会議が開催されたときに、役所の方から農林関係の新年度予算を説明してもらおうと思いますが、いかがでしょうか。

委員 賛成の声有り。

議長 では、お願いします。以上で本総会を終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。